

学習指導要領 総則

1

社会に開かれた教育課程

- よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという**理念を学校と社会とが共有**
- 必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確化
- **社会との連携及び協働**によりその実現を図っていく

- 教育活動を地域住民等に理解してもらうため、学校だより配布、ホームページの充実、学校公開などを実施する。
- 地域住民等の学校教育についての要望等を確認するため、調査等を実施する。
- 学校の教育活動に地域住民等の参加を促す。

3

平成29年版学習指導要領 改訂のポイント

小中学校	高等学校
1. 言語活動の充実 2. 理数教育の充実 3. 伝統や文化に関する教育の充実 4. 道徳教育の充実 5. 体験活動の充実 6. 外国語教育の充実 7. 重要事項 ○ 環境、家族と家庭、消費者、食育、安全に関する学習を充実 ○ 情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実 ○ 部活動の意義や留意点を規定 ○ 障害に応じた指導を工夫(特別支援教育) ○ 「はどめ規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除	1. 言語活動の充実 2. 理数教育の充実 3. 伝統や文化に関する教育の充実 4. 道徳教育の充実 5. 体験活動の充実 6. 外国語教育の充実 7. 職業に関する教科・科目の改善 8. 重要事項 ○ 体育、食育、安全教育を充実 ○ 環境、消費者に関する学習を充実 ○ 情報の活用、情報モラルなどの情報教育を充実 ○ 部活動の意義や留意点を規定 ○ 障害に応じた指導を工夫(特別支援教育) ○ 「はどめ規定」(詳細な事項は扱わないなどの規定)を原則削除

2

育成すべき資質・能力

- 基礎的・基本的な**知識及び技能**を確実に習得させる
- 課題を解決するために必要な**思考力、判断力、表現力等**を育む
- **主体的に学習に取り組む態度**を養う

生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、次に掲げることが偏りなく実現できるようにするものとする。

- (1) **知識及び技能**が習得されるようにすること。
- (2) **思考力、判断力、表現力等**を育成すること。
- (3) **学びに向かう力、人間性等**を涵養すること。

4

「主体的・対話的で深い学び」

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること。

主体的な学び	学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる学び。
対話的な学び	子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める学び。
深い学び	習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう学び。

5

カリキュラム・マネジメント

教育課程を編成・実施・評価して改善を図る一連のサイクルを計画的・組織的に推進していくこと。

- 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、教科等横断的な視点で、教育の内容を組織的に配列していくこと。
- 子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立すること。
- 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせること。

7

教科等横断的な視点からの教育課程編成

学習の基盤となる 資質・能力の育成	児童・生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等を育成していくことができるようにする。
現代的な諸課題に 対応して求められる 資質・能力の育成	児童・生徒や学校、地域の実態及び児童の発達段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた特色を生かした教育課程の編成を図る。
例示	- 健康・安全・食に関する力 - 主権者として求められる力 - グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力 - 地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力 - 自然環境や資源の有限性の中でよりよい社会をつくる力 - 豊かなスポーツライフを実現する力 など

6

見方・考え方	学習の対象となる物事を捉え思考することにより、各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方が鍛えられていくことに留意し、 - 知識を相互に関連付けてより深く理解したり - 情報を精査して考えを形成したり - 問題を見いだして解決策を考えたり - 思いや考えを基に創造したり することに向かう過程を重視した学習の充実を図る。
体験活動	生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫する。

8

キャリア教育	● 学ぶことと自己の将来とのつながりを見通す ● 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていく ● 特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて充実を図る
指導方法の工夫・改善	学習内容を確実に身に付けることができるよう、個に応じた指導の充実を図る。その際、情報手段や教材・教具の活用を図る。 ● 個別学習 ● グループ別学習 ● 繰り返し学習 ● 学習内容の習熟の程度に応じた学習 ● 児童の興味・関心等に応じた課題学習 ● 補充的な学習、発展的な学習

9

教育課程の編成における共通事項(時数の取扱い)

- ア 授業は、**年間35 週以上**にわたって行うよう計画し、週当たりの授業時数が生徒の負担過重にならないようにする。
- イ 特別活動の授業のうち、生徒会活動及び学校行事については、適切な授業時数を充てる。
- ウ 時間割については、次の事項を踏まえ適切に編成する。
- **10分から15分程度**の短い時間を活用して指導を行う場合において、…その時間を当該教科等の年間授業時数に含めることができること。
 - 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、**総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。**

11

教育課程の編成における共通事項(内容の取扱い)

- 各教科、道徳科及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、**いずれの学校においても取り扱わなければならない。**
- 学校において特に必要がある場合には、第2章以下に示していない内容を**加えて指導することができる。**
- 各教科、道徳科及び特別活動の内容に掲げる事項の順序は、特に示す場合を除き、**指導の順序を示すものではない。**
- 学校において2以上の学年の生徒で編制する学級について特に必要がある場合には、各教科の目標の達成に支障のない範囲内で、各教科の目標及び内容について学年別の順序によらないことができる。

10

各学校においては、生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等**横断的**な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと(以下「カリキュラム・マネジメント」という。)に努めるものとする。

12